

## 第 1120 回教育委員会 会議録

令和 5 年 3 月 15 日

14:30~15:50

### ①開 会

<片 桐 委 員> それでは、ただいまから、第 1120 回教育委員会を開会いたします。

<片 桐 委 員> 議事等に先立ち、申し上げます。  
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

<片 桐 委 員> 会議録署名委員に、小関委員と工藤委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<片 桐 委 員> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<片 桐 委 員> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<片 桐 委 員> 議事に先立ち、報告があります。  
(1) 「令和 5 年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、  
高校教育課より報告願います。

<高校教育課課長補佐> それでは、令和 5 年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について説明を申し上げます。報告 1 - 1 を御覧いただきたいと思います。

「1 日程」につきましては、記載のとおり現在進められているところでございます。明後日 3 月 17 日に各校において合格発表を行うこととしております。

「2 実施学校数及び学科数」についてですが、推薦選抜は昨年度より 1 校増え 28 校、これは新庄北高校最上校が増えた分でございます。学科数におきましては、昨年度と同じく 66 学科で実施をしております。

一般選抜を実施した学校は、昨年度と同じく 42 校、学科数は 1 学科減の 95 学科でございます。減少した学科につきましては、加茂水産高校の水産科が 1 学科減となっております。

続きまして「3 推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況」についてですが、入学定員は、全日制で 6,760 名、昨年度と比べまして 120 名の減、定時制では 280 名となり、昨年度と同様となっております。

全日制の推薦選抜の募集人員は 880 名で、昨年度に比べまして 12 名の増となっております。推薦選抜の志願者数は 860 名で、昨年度に比べ 5 名の減となっております。推薦選抜の志願倍率は 0.98 倍で、0.02 ポイントの減少となっております。

推薦選抜の結果、内定者数は690名で、昨年度と比較し6名の減となっております。また、連携型選抜におきまして、26名の受検者の合格が内定をしております。なお、併設型中学校から併設型高等学校への入学予定者数は96名となっております、昨年度より5名の増となりました。

次に、一般選抜定員は全日制が5,948名、定時制が280名、合わせますと6,228名となっております。また一般選抜志願者数は全日制が4,869名、定時制で133名、全て合わせますと5,002名で、全日制・定時制合わせ昨年度より200名の減となっております。

その結果、一般選抜志願倍率は全日制では0.82倍、0.02ポイントの減少、定時制では0.48倍となり、0.02ポイントの増となっております。

今年度の一般選抜の志願状況の特徴といたしましては、探究科におきまして、昨年度に引き続き志願者を多く集めたという部分が挙げられます。

続いて資料はございませんが、令和5年度公立高校入選における新型コロナウイルス感染症の対応について御説明をいたします。3月7日の学力検査等については、マスクの着用、手指消毒、教室の換気など感染防止対策の徹底を図った上で実施をいたしました。

また一般入学者選抜の本検査及び追検査の実施日が新型コロナウイルス感染症の療養期間に当たる受検生については、現在の感染症法上の取扱いにより受検ができないため、特例措置の対象とし、選抜に当たっては調査書中の記事事項を資料として総合的に判断するとともに、入学定員とは別の合否判定をできることとしております。

高校からの事前の連絡により数名の該当者がいることを把握しております。明後日の合格発表後に各高校から正式に報告を受けることとなりますが、対象者の人数については、確定後に御報告をさせていただきます。

次に追検査について説明をいたします。令和5年度入学者選抜からインフルエンザ等の罹患により3月7日の学力検査を受検できず、追検査の受検を希望する者を対象に、3月12日に追検査を実施することとしております。

追検査の結果と本検査の結果は同等に扱うこととし、明後日3月17日に合格発表することとなっております。令和5年度入学者選抜においては3校で3名が追検査の受検となっております。明後日の合格発表は新庄北高校最上校と新庄南高校金山校の午前10時を皮切りに、16時まで全ての高校で行うこととしております。

以上で報告を終わります。

<片桐委員> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<小関委員> 一般志願倍率は相変わらず探究科の倍率が高いですが、定員は特に変わらずに倍率が上がったと考えてよいのですか。

<高校教育課課長補佐> 探究科の定員は前年度から変更はございません。

- <小 関 委 員> 倍率の高い学科の定員を増やして比率を変えるという方向にはならないのですか。
- <高校教育課課長補佐> 探究科の倍率が高くなる一つの要因として、探究科を第1志望とした場合に普通科を第2志望とすることが可能であることがあります。  
一方で、普通科を第1志望とした場合は、探究科を第2志望とすることができないという制限をしています。例えば山形東高校で申し上げますと、ほとんどの生徒がまず探究科を第1志望として出願しており、80名の定員に対して探究科の倍率が高くなっております。  
今のところ、学校における探究科の学習においては、人数を増やすことよりも限られた人数でという形で進めております。探究科設置から約5年になりますが、まずはその実績を見ながらと考えております。
- <片 桐 委 員> ほかになければ、次に(2)「米沢産業高校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について」、高校教育課高校改革推進室長より報告願います。
- <高校改革推進室長> 令和7年4月に開校する米沢産業高校(仮称)の校名・校章・校歌の検討について御報告いたします。  
報告2-1の「1 校名」を御覧ください。校名は公募とし郵送等により募集いたします。なお、この募集は、校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡により決定するものではございません。致道館高校の際も公募で「致道館」が非常に多かったのですが、数で言い切れるものではないというところを御留意ください。  
今後のスケジュールとして、来年度5月に様々なメディアを活用しその詳細について公表した後、6月の約1か月間公募して集計を進め、10月をめどに校名を公表する予定としております。  
「2 校章」につきましては、校名が公表後の11月に素案を郵送等により公募し、選定した素案を基に専門家にデザインを依頼して、来年6月をめどに公表いたします。  
「3 校歌」についても、専門家に作詞・作曲を依頼しまして、来年12月をめどに公表いたします。  
以上でございます。
- <片 桐 委 員> ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
- <小 関 委 員> 校則は特に変わらないということでしょうか。
- <高校改革推進室長> 米沢工業高校と米沢商業高校にそれぞれ校則がございまして、統合に向けてお互いに話し合いをしながら、すり合わせをしているところです。統合に伴って現在の校則とは若干変わる可能性はございます。
- <片 桐 委 員> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<片 桐 委 員>

議第1号「山形県教育委員会告示 口頭により開示請求を行うことができる個人情報 の廃止に係る臨時専決処理の承認について」、教育政策課より説明願います。

<教育政策課課長補佐>

議第1号について、御説明申し上げます。

提案理由であります。県個人情報保護条例の廃止に伴う教育委員会告示の廃止について、知事部局など他部局と歩調を合わせて対応する必要があります。処理に緊急を要したため専決処理しましたので、規定により承認を求めるものであります。

具体的な内容としましては、議1-3を御覧ください。

「1 廃止理由」です。現行の個人情報保護法は自治体を対象としていないため、県では個人情報保護条例を制定し、これに基づいて保有する情報の開示等の事務を実施しておりました。

この度の法改正により、令和5年4月1日から教育委員会を含む自治体にも法律が直接適用されることから条例の廃止が決まっているため、関連する告示を廃止するものです。

「2 廃止告示」の内容です。記載の3件の試験について、受験者本人からの得点や順位に関する開示請求については、口頭で実施することができるとしていたものです。

なお、告示廃止後は、法律に基づく情報提供という形で、これまでどおりの開示対応を行う予定であり、実質的な受験者への影響はないと見込んでおります。

「3 廃止期日」ですが、3月31日限り廃止となります。

以上、よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

<片 桐 委 員>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<片 桐 委 員>

なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<片 桐 委 員>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり承認いたします。

<片 桐 委 員>

次に議第2号については、後ほど議題に供することとし、先に議第3号について議題としてよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<片 桐 委 員>

御異議なしと認め、先に議第3号を議題といたします。

<片 桐 委 員>

それでは、議第3号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職

員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について」、議第4号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議第5号「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定年等の実施に関し県教育委員会が定める職等を定める規則の設定について」は関連している議案ですので、一括して説明をお願いします。事務局より順次説明願います。

<教育政策課課長補佐>

議第3号について御説明申し上げます。議3-3を御覧ください。

「1 改正概要」です。昨年11月定例教育委員会において職員の定年延長に係る関係条例案について御可決いただいたところですが、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望で、短時間勤務で採用する定年前再任用短時間勤務制が導入されることになりました。この度の規則改正は、これを受けて、現行の「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものです。

施行日は、令和5年4月1日となります。

なお、議第3号と次の議第4号・議第5号につきましては、いずれも定年引上げに伴う議案であります。条例の規定により人事委員会と協議の上、同意を得た内容となっております。

<教職員課長>

議第4号の改正概要について、議4-9を御覧ください。

今ほど説明のありました旅費規程の改正と同様に、現行の規則で「再任用短時間勤務職員」あるいは「再任用職員」となっている箇所を「定年前再任用短時間職員」と改めるものです。

<教職員課長>

第5号につきましては、概要が議5-3にございますので、こちらを御覧ください。

定年延長に合わせ学校の管理職である校長・教頭が60歳で降任する管理監督職の上限年齢制を導入することに伴い、教頭と教諭の間の職である主幹教諭についても、管理職に準ずる職として、組織の新陳代謝の意味も含め同様に教諭に降任させるという内容の規則を定めるものでございます。よろしくお願いたします。

<片桐委員>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<和田委員>

定年後、本人の希望で短時間勤務が可能になるということですが、先生方の勤務地、勤務校に関する規定等がありますか。

<教職員課長>

規定はございませんが、本人の希望はお聞きします。

人事異動ですのでなかなか思い通りにいくわけではないのですが、できるだけ配慮して人事異動を進めてまいりたいと考えております。

<片桐委員>

ほかになれば、議第3号、議第4号及び議第5号については、いず

れも原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<片 桐 委 員>

御異議なしと認め、いずれも原案のとおり可決いたします。

<片 桐 委 員>

次に、議第6号「山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について」、スポーツ保健課長より説明願います。

<スポーツ保健課長>

「山形県スポーツ推進計画の計画期間の延長について」、御説明申し上げます。

山形県スポーツ推進計画については、平成25年3月に平成25年度から10年間の計画期間で策定し、平成30年に後期5年間の内容を定めた「山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>」を策定しておりますが、これを2年間延長するものであります。

2年間延長するに当たって、現計画中の文言において、「今後10年間」を「今後12年間」に、「平成25年度からの10年間」を「平成25年度からの12年間」に、「平成30年度からの5年間」を「平成30年度からの7年間」にそれぞれ読み替えます。

令和4年度末で本計画は終了となりますが、第7次山形県教育振興計画策定に合わせて次期計画を策定するものとし、2年間延長することを提案するものであります。

主な理由として、第7次教育振興計画は令和7年度から開始予定であります。地域スポーツにおける重要な課題である部活動改革は、今後、地域スポーツのあり方を大きく変え、全ての世代のスポーツ環境を変革することが想定されております。

このため、2年間の計画延長によりスポーツ庁の施策及び地域の実態を踏まえた具体的な施策展開等を計画し、第7次教育振興計画との整合性を図るものであります。

議6-2は概要となっております。

よろしく願います。

<片 桐 委 員>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員>

中学校の土日の部活動を地域の人に任せる等、いま言われている内容というのは、今年の4月から始まるのですか。

<スポーツ保健課長>

当初は、令和5年度から3年をかけて地域へ移行する目標を掲げており、国の目標でもございましたが、現在はスポーツ庁において、終わりは定めず段階的に地域の実情に合わせて移行していくことになりました。

本県においても、まず令和5年度については国の事業を活用しながら、検討委員会を設置し、あるいはコーディネーターを配置するなどしながら、地域の実情を把握する作業からスタートしていくものと捉えて

おります。

<小 関 委 員> その関係もあり、2年間は延長しながら次の計画を練った方がよいという判断なのですね。

<スポーツ保健課長> 部活動の将来を想定しながらというよりは、きちんと実態踏まえていきながら7教振に合わせた推進計画を策定していきたいというところでの考えでございます。

<片 桐 委 員> 市町村の検討委員会というのは、どのようなメンバーが想定されますか。

<スポーツ保健課長> 市町村教育委員会が主体となりますけれども、学校長、地域のスポーツ協会、あるいは総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団といったいわゆるスポーツ団体の関係者に、文化団体の関係者も含めた検討組織ということ想定しております。

<片 桐 委 員> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<片 桐 委 員> 御異議なしと認め、議第6号は原案のとおり可決いたします。

<片 桐 委 員> 次に、議第7号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長> 説明申し上げます。専決処理いたしました事案でございますが、県議会2月定例会に議案として提出されました「山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第4項の規定により、県議会議長から意見を求められたものでございます。

この処理には急施を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定によりまして、教育長において適当なものと認める旨の専決処理をいたしましたので、同条第2項の規定により承認をいただきたく、お諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

<片 桐 委 員> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<各 委 員> 異議なし。

- <片 桐 委 員> なければ、原案のとおり承認してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <片 桐 委 員> 御異議なしと認め、議第7号は原案のとおり承認いたします。
- <片 桐 委 員> 次に、議第8号「博物館法施行細則の一部を改正する規則の制定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。
- <生涯教育・学習振興課長> 博物館法施行規則でございますが、博物館法第22条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を都道府県教育委員会の規則で定めると委任されているものでございます。
- この度の規則改正につきましては、博物館法の一部が先に改正されたことに伴い、令和5年4月1日の施行後の登録事務に係る新たな事務に関して必要な事項を定めるものでございます。
- 新たに定めることとなる主な内容は、博物館登録申請書の様式や新たに求めることとなる博物館の運営状況に関する定期報告の様式、提出期限等でございます。
- 説明については以上でございます。よろしく願いいたします。
- <片 桐 委 員> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <片 桐 委 員> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <片 桐 委 員> 御異議なしと認め、議第8号は原案のとおり可決いたします。
- <片 桐 委 員> この場合、暫時休憩いたします。再開の時間は改めてお知らせいたします。
- 休憩（3分）
- <教 育 長> 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- <教 育 長> 議第2号「山形県教員「指標」の一部改正について」、教育政策課長より説明願います。
- <教育政策課長> 議第2号山形県教員「指標」の一部改正について御説明申し上げます。概要につきましては議2-2を御覧いただきたいと思います。
- 「1 山形県教員「指標」について」ですが、これは平成29年4月施行の改正教育公務員特例法の規定に基づき、文部科学大臣が定める指針を踏まえ、本県の教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応



じて身に付ける資質・能力を明確化し、毎年度策定をする教員の研修計画に踏まえるべきものとして、平成 30 年 1 月に策定したものでございます。

2 の一部改正についてですが、昨年 5 月、教育職員免許法と教育公務員特例法が改正され、教員免許更新制の廃止とともに、任命権者が教員の研修等に関する記録を作成すること及び資質の向上に関して指導助言することなどの規定が整備、併せて文科大臣の「指針」が改正され、教師に共通的に求められる資質・能力について再整理がなされたところです。この改正された文科大臣「指針」や「指標」策定以降の状況変化を踏まえ、今般、山形県教員「指標」を改正することとしたものです。

この改正に当たりましては、2 月 2 日に県内の教職課程を有する大学等の委員で構成する山形県教員資質向上協議会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、御意見も反映しているところです。

議 2-3 からが、「指標」の改正案でございます。現行「指標」から改正した箇所を朱書きで示しておりますが、構成として、「1 策定の趣旨」、「2 性格」、「3 指標が対象とする教員等の範囲」、「4 校長の指標」、「5 本県が採用時に求める教員の姿」を記載しております。

議 2-6 を御覧いただきたいと思えます。一番上、「8 指標の内容を定める観点」ですが、「教諭用」は大きく「A：教職の実践に関する資質・能力」と、「B：教職の素養に関する資質・能力」の二つに分類をしており、「A：教職の実践に関する資質・能力」といたしましては、生徒指導力、学習指導力、特別支援教育力、ICT 活用力・情報モラル、「B：教職の素養に関する資質・能力」については、総合的な人間力、教育公務員としての自覚、チームマネジメント能力、危機管理対応能力等を挙げております。

議 2-9 を御覧いただきたいと存じます。「教諭用 A」実践に関する資質・能力を掲げたものでございます。それぞれ求められる能力ごとに、キャリアステージごとの重点項目を示しておりますけれども、黄色着色して朱書きをした部分が、この度の改正部分です。例えば、領域「生徒指導力」に関しては、項目の 6 に、地域・社会や産業界と連携してキャリア教育等を推進する観点、学習指導力に関しては、項目の 17、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る観点、さらに特別支援教育力、ICT 活用力・情報モラルにつきましても、国の指針などを踏まえて改正を加えております。

議 2-10 を御覧いただきたいと存じます。「教諭用 B」素養に関する資質・能力ですが、項目の 12 を教員の情報リテラシーの育成の観点から修正したほか、項目の 32 に近年課題となっている若手教員の育成に関してチームでサポートを行っていく観点を新設するなどの改正を行っております。

議 2-11 を御覧いただきたいと存じます。校長用ですが、学校経営力に関して項目の 5 で様々なデータや学校が置かれた内外教育に関する情報について収集・整理・分析し共有する、いわゆるアセスメント能

力、項目の 15 で連携協働調整力に学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していく、いわゆるファシリテーション能力に関する観点を反映させております。

なお、議 2-12「養護教諭 A」、議 2-13「栄養教諭 A」、議 2-14「幼稚園教諭 A」につきましては、今後文科省から示される予定の養護教諭及び栄養教諭の標準職務の明確化等を踏まえ、令和 5 年度に改正を検討することとしております。

参考までに議 2-15 を御覧いただきたいと存じます。こちらの「指標」の改正案の検討に当たり整理した資料でございます。左側の青で着色した部分が国の指針、右側のピンクで着色した部分が県の指標であり、真ん中で国の指針と県の指標を対応させ、県の指標で改正が必要と判断した箇所を黄色で着色し、改正した内容を右側に朱書きをしているところでございます。

県教育センターで策定する研修計画につきましては、この改正された「指標」に基づいて、教員に求められる資質能力育成のための研修を企画・実施していくこととなります。

議第 2 号の説明は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第 9 号から議第 12 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

≪ 議第 9 号から議第 12 号は秘密会にて審議 ≫

## ⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、第 1120 回教育委員会を閉会いたします。